

評価の対象となる活動と添付書類は下記のとおりです。

評価項目	評価の対象となる活動	添付書類
<p>災害等協定の締結の有無</p>	<p>1 「県林務防災協定」とは、山形県と山形県森林土木建設業協会が締結した「山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定」をいいます。</p> <p>2 「県林務防災協定以外の県との災害協定等」とは、「県林務防災協定」以外に山形県と建設会社とが締結している、又は建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいいます。</p> <p>3 「市町村との災害協定等」とは、山形県内の市町村と建設会社とが締結している。又は建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいいます。</p> <p>なお協定書等については、以下に留意してください。</p> <p>技術資料提出時点において締結されている災害協定等を評価対象とします。</p> <p>災害協定等を団体が締結している場合、技術資料提出時点において入札参加者が当該団体の構成員となっているものを評価対象とします。</p> <p>建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で地域貢献活動に関する評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とします。</p>	<p>1 資料を添付する必要はありません。</p> <p>2 災害協定や覚書の写し（表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文）を添付してください。 災害協定等の締結者が団体等の場合、入札参加者が構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料を添付してください。</p> <p>3 災害協定や覚書の写し（表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文）を添付してください。 災害協定等の締結者が団体等の場合、入札参加者が構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料を添付してください。</p>

評価項目		評価の対象となる活動	添付書類
過去2年度の活動実績の有無	山地防災ヘルパーによる活動	山地防災ヘルパーに登録されている企業の活動になります。 活動については、「山形県山地防災体制強化促進事業実施要領」によりますので、実施要領を確認してください。	活動を行った企業名が記載さ山形県山地防災ヘルパー活動の場合は、活動記録等（報告書または日誌等、総合支庁森林整備課職員が記名押印したものに限る。）の写しが必要です。
	総合支庁独自ボランティア	1 企業がボランティアによる森づくりに参加して行う活動については、下記によります。 行政が主催、共催、後援し、かつ、入札参加企業から3名以上参加したボランティアによる森づくり活動に限ります。（研修会等は含めません。） 企業の本店・本社が当該総合支庁管内にあり、企業が当該総合支庁管内で森づくり活動の実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とするとします。（複数年の実績があり、証明できるものに限りします。） なお、村山総合支庁及び置賜総合支庁では、次のとおりの地域とします。 ・村山総合支庁管内（東南村山、西村山、北村山を含む）、置賜総合支庁（東南置賜、西置賜を含む） <例>企業の本店・本社：天童市（村山総合支庁管内） 森づくりの活動場所：河北町→工事施工箇所が含まれている地域（2点） 森づくりの活動場所：最上町→工事施工箇所が含まれている地域以外の地域（1点） 2 企業等が自ら行う森づくり活動については、下記によります。 ① 契約または協定により、複数年実施され、証明できるものに限りします。 ② 募金奉仕組織等（公益財団法人山形県みどり推進機構が定める「緑の募金実施要領」による。）による緑の募金活動を含み、実績がある場合は、「工事施工箇所が含まれている地域」とします。（複数年の実績があり、証明できるものに限りします。）	1 協定書や依頼文書若しくは募集チラシ等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの）の写しが必要です。  2 募金奉仕組織等による緑の募金活動については「支援実績報告」の写しが必要です。
	除排雪ボランティア	市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動を評価の対象とします。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であることとします。	協定書や依頼文書若しくは募集チラシ等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの）の写しが必要です。
	消防団協力事業所	消防団協力事業所に認定されている事業所を対象とします。「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、表示証を消防庁又は山形県内の市町村等より交付を受けている事業所をいう。ただし、技術資料提出時点でその認定が有効（有効期間（原則交付日から2年間）に注意）であることが必要です。	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し なお、通知等の写しのみで協力事業所表示証の交付であること。交付する企業名、交付年月日及び有効期間が確認できる場合は、表示証の写しを省略することができます。
	インターンシップ、職場体験学習等	インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するものに限りします。（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等、および一般事務に関するものについては、評価対象外とします。）	受入実績証明書（別記様式-3）（学校長等印の押印があるもの）又は学校からの依頼文と御礼状

過去2年度とは、直前2か年度をいいます。（当該工事の発注年度は含みません。）ただし、山地防災ヘルパー及び総合支庁独自ボランティアの活動は、資格申請資格審査提出日までの活動を有効とします。